

会計研究会報告書 (平成27年3月公表) 及びFAQ改正の解説

公益法人の会計に関する研究会の報告及び同報告を踏まえて
平成27年4月に改正されたFAQの内容についての解説

平成28年1月20日

(於 日本消防会館)

内閣府公益認定等委員会事務局

公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について

公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会

最終取りまとめに当たっての基本的考え方

社会的な存在である公益法人は、しっかりとした経理処理、財産管理を行うとともに、財務諸表を通じ、情報提供することが重要

← 平成20年12月;新公益法人制度の施行

平成20年会計基準の策定

- ・会計処理を適正に行い、財務状況を正確に表示するための財務諸表等の作成基準を明示
- ・税制優遇の前提となる各種制度の要件に適合するかどうかの判断のために提出が必要な書類等の根拠

・平成20年会計基準は法人に定着しつつある。
・内閣府アンケート(約94%の法人が平成20年会計基準を適用)



各方面からの課題の提起
・公益認定等委員会委員・(公財)公益法人協会
・日本公認会計士協会・内閣府アンケート

移行期間が終了し、新公益法人制度が新たな段階に入ることを踏まえ、法人にとってより利用しやすく、かつ、適切な会計制度の在り方を平成20年会計基準を前提に議論

- 検討課題の抽出と優先課題を決定(委員会に報告)← ヒアリング
- 小規模法人の負担軽減策を優先的に議論

2つの観点で検討した

公益法人は税制優遇を受ける社会的存在

事業規模の小さく、体制の脆弱な法人の実行可能性

- 小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化をする項目
- 規模にかかわらず、原則的な処理が必要である項目として結論を得た。

- I 小規模法人の負担軽減策
- II 公益法人会計基準の適用の在り方
 - 1 会計基準の設定主体の在り方
 - 2 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化
 - 3 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応
 - 4 制度と会計基準の分離
- III 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和
- IV 財務諸表上の様式・勘定科目の改善
 - 1 貸借対照表内訳表
 - 2 正味財産増減計算書内訳表
- V 財務三基準の解釈・適用
 - 1 収支相償の剰余金解消計画の1年延長
 - 2 剰余金の解消理由
 - (1) 公益目的保有財産としての金融資産の取得
 - (2) 特定費用準備資金の積立
 - (3) 過去の赤字補てん

V 財務三基準の解釈・適用

(4) 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当

3 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

①指定正味財産の考え方

②問題点

③使途の制約

④指定正味財産から一般正味財産への振替

⑤指定正味財産に関する平成20年会計基準と実務指針の関係

VI 定期提出書類

1 別表Hと財務諸表の関係

2 別表C(2)控除対象財産と財務諸表の関係

3 実施事業資産と財務諸表の関係

VII 財務三基準以外

1 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法

2 事業費・管理費科目の考え方と表示方法

3 他会計振替の考え方

4 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性

5 資金収支の情報の記載

I 小規模法人の負担軽減策

課題

事業規模の小さい法人(以下「小規模法人」という。)まで、厳格な基準を適用しなければならないのか?

➡ 小規模法人の負担軽減策について検討課題としており、軽減策を具体的に検討することと併せて、小規模法人の対象範囲は決定できるのかを検討した。

結果的に小規模法人の線引きは難しい。

【規模にかかわらず、原則的な処理が必要である項目】

- 重要性の原則の適用（満期保有目的の債券に対する評価についての負担軽減策として償却原価法の不適用）
- 事業費・管理費の配賦方法の簡便適用（中間報告参照）

【小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化する項目】※1

- 収支相償の剰余金解消計画の1年延長
- 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

※1 関連するFAQ

- 問V-2-⑥（収支相償）
- 問VI-2-⑦（区分経理）

結論

結果的に小規模法人の線引きは難しい。

「小規模法人」の対象範囲

○経常収益、経常費用、総資産、補助金の受領の有無、職員数等について一定の合理性があるものの、いずれも決定的な根拠に欠ける

⇒一律の線引きが困難。

○中位の公益財団法人が、中位の公益社団法人より10倍超の総資産を有するという実態をどのように勘案するかを明確に定めることが難しい。

I - 2 規模にかかわらず、原則的な処理が必要である項目

重要性の原則

「満期保有目的の債券」には、償却原価法を適用しないことができるか
⇒適用を弾力化する対象を定めることが難しい。

★従来通りの取り扱い★

会計基準 注解1 重要性の原則 に照らして、(2)に該当する場合には、適用しないことができる。

事業費・管理費の配賦方法

申請時に用いた事業費・管理費の配賦割合を継続的に使用することができるか
⇒配賦割合の見直しのタイミングや要件が分かりにくいいため、かえって負担になる。

★従来通りの取り扱い★

配賦基準を継続して適用し、配賦割合は、実態に即して、每期計算する。

理由

たとえ、小規模であっても、同じ公益法人として認定基準を満たし、社会的な位置づけを得ていることから、その活動への期待は、大小に関わらず同じであるため

I-3 小規模法人に限ることなく公益法人全体について弾力化をする項目

収支相償の剰余金解消計画の1年延長

現行の運用では、剰余金発生翌年度に対応案の策定を求める。



結論

翌年度に対応策検討のスケジュール、翌々年度に具体的な計画の提出という運用を一定の場合に認める。

正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の作成緩和

現行の運用では、公益目的事業比率の算定のため
全法人に法人会計の作成を義務付け



結論

公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要がない場合には、同区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できることとする。

Ⅱ-1 公益法人会計基準の適用の在り方

1 会計基準の設定主体の在り方

課題

今後の法的条件、国際的な会計基準の変更などの公益法人を巡る環境変化に即応したメンテナンス責任の所在をどう考えるか、また、内閣府に代わる民の設定主体の必要性をどう考えるか。

結論

○現段階において、民間第三者の設定主体は成立していない。
○研究会において今後、非営利組織全体の会計基準の枠組みの構築がどのようになされていくかを見つつ、引き続き検討する。また、その際には、本研究会が会計基準の設定に携わることも考えられるが、会議体の位置づけ、メンバー等は改めて検討の上、設定することが必要である。

2 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化

課題

法人類型ごとの適用する会計基準はなにか。

結論

いずれも、分配を目的としない、非営利法人であることから、基本的な考え方に従い、適用する会計基準について個々の法人が適用する会計基準を選択することが可能である。

関連するFAQ

問VI-4（会計基準）

Ⅱ-2 公益法人会計基準の適用の在り方

3 公益法人会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応

課題

新たな会計事象が発生した場合に、企業会計では既に対応しているものの、公益法人会計基準では明示されていないときに、どのように対応したらよいか示されていない。

結論

○公益法人会計基準以外の会計基準において、社会の状況を踏まえ、新たな会計事象に対応した新たな会計基準等が設定されることとなるが、その影響は、公益法人にも及ぶものと思われる。このため、特に社会的な動向を踏まえて改正されている企業会計基準を念頭に、公益法人会計基準への導入が必要か否かを検討することが考えられる。

○研究会としては、現在、社会的な環境変化に最も対応している企業会計基準をベースに個々の会計基準を公益法人において適用しない場合のメリットとデメリットは何かを検討の視点とし、今後も継続して検討していく。

○適用することが適当な会計基準については、その具体的な適用方法について、i 研究会が引き続き検討するもの、もしくは、ii 日本公認会計士協会に研究会の結論・方向性を伝えて、具体的な適用方法について検討を依頼するものを分けて導入していくことが適当である。

Ⅱ－3 公益法人会計基準の適用の在り方

4 制度と会計基準

課題

制度を定めた認定法等の考え方は、会計基準、運用指針、ガイドラインに反映されており、そのうち、会計基準は、財務諸表の作成に関するルールであることから、財務諸表ごとに研究会において検討を行った。



結論

○現在のところ、制度との分離を前提として議論をすることは難しい。

○今後研究会の検討では、制度との関連において運用上の負担軽減を図れないかという前提のもとに行う。

Ⅲ－１ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

課題

公益目的事業のみを行う法人については、負担軽減策として、法人会計区分の作成を義務付けないことは可能か。



結論

○公益目的事業のみを行う法人については、すべての法人に対して法人会計区分を義務付けることは必ずしも必要ないと考えられる。

○公益目的事業のみを行う法人が、財務状況から法人会計区分を作成する必要がない場合には、同区分の作成に関する業務量を勘案して、同区分の作成を省略できることとする。

関連するFAQ

問Ⅵ-2-⑦（区分経理）

Ⅲ－２ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和

法人会計区分を省略できる場合(イメージ図)

(1) 管理費 = 管理費相当額の収益(黒字は認められない) → 適用 ○

	公益目的事業会計	法人会計		公益目的事業会計	
収益	400	100	➡	収益	500
事業費	600	—		事業費	600
管理費	—	100		管理費	100
収支	△200	0		収支	△200

(2) 管理費 < 収益(黒字) (財務状況から法人会計区分するか否かの判断が必要)

	公益目的事業会計	法人会計		公益目的事業会計	
収益	400	150	➡	収益	550
事業費	600	—		事業費	600
管理費	—	100		管理費	100
収支	△200	50		収支	△150

※ 適用する場合⇒公益目的事業の収益が(400+50)450となり、事業費が600で、公益目的事業会計区分はマイナス150となり、これで収支相償を判断する。

適用しない場合⇒公益目的事業の収益が400となり、事業費が600で、公益目的事業会計区分は、マイナス200で収支相償を判断する。

法人会計区分を省略すると、公益目的事業会計の収支を誤解する可能性がある。

Ⅳ—1 財務諸表上の様式・勘定科目の改善

1 貸借対照表内訳表

課題

収益事業等から生じた利益のうち50%を超えて公益目的事業財産に繰入れる場合には、貸借対照表内訳表を作成しなければならないが、事務負担軽減のため省略は可能か。



結論

○公益法人は今後も継続して国民に対して説明責任を果たすために、作成することはやむを得ないと考えられる。したがって、現状どおりとする。

2 正味財産増減計算書内訳表

課題

正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法について、運用上、平易にできないか。



結論

○運用上、貸借対照表の単位ごと(貸借対照表内訳表を作成している場合には、会計区分単位ごと)に期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りる。

関連するFAQ 問Ⅵ-2-⑤ (区分経理)

Ⅳ－２ 財務諸表上の様式・勘定科目の改善

正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法(イメージ図)

① 正味財産増減計算書内訳表(公益法人) 貸借対照表内訳表を作成する法人

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
：											
一般正味財産期首残高				〇〇				〇〇	〇〇		〇〇
一般正味財産期末残高				〇〇				〇〇	〇〇		〇〇
II 指定正味財産増減の部											
：											
指定正味財産期首残高				〇〇				〇〇	〇〇		〇〇
指定正味財産期末残高				〇〇				〇〇	〇〇		〇〇
III 正味財産期末残高				〇〇〇				〇〇〇	〇〇〇		〇〇〇

② 正味財産増減計算書内訳表(公益法人) 貸借対照表内訳表を作成しない法人

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
：											
一般正味財産期首残高											〇〇
一般正味財産期末残高											〇〇
II 指定正味財産増減の部											
：											
指定正味財産期首残高											〇〇
指定正味財産期末残高											〇〇
III 正味財産期末残高											〇〇〇

V-1 財務三基準の解釈・適用

1 収支相償の剰余金解消計画の1年延長

課題

収支相償の判断は単年度では特別の事情により収支相償を満たせない場合があり、複数年度の実績で判定する必要があるのはないか。

結論

○収支相償の剰余金の解消計画については、翌事業年度で行うことを原則とする。

○収支相償の剰余金を公益目的事業の拡大によって解消する場合、翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由がある場合は、ア～ウを前提に、解消計画を1年延長する扱いを認める。

ア:事業報告書の別表A(1)の「※第二段階における剰余金の扱い」欄には発生した剰余金が翌事業年度における解消計画で適切に費消することができないことについて特別の事情や合理的な理由を示すとともに、剰余金の解消計画立案のための検討のスケジュールを具体的に示すこと。

イ:翌事業年度の事業計画において、機関決定された剰余金の解消計画を提出し、翌々事業年度において剰余金を解消するまでの具体的な資金使途について説明すること。

なお、財務面から計画達成を担保するため、当該剰余金に見合う資金について、貸借対照表において特定資産として表示することが必要。

ウ:翌々事業年度の事業報告において、剰余金が解消計画に従って解消されたか否かについて、資金の使い道を説明すること。

V-2 財務三基準の解釈・適用

2 剰余金の解消理由

(1) 公益目的保有財産としての金融資産の取得

課題

収支相償の剰余金の解消を翌年度の事業拡大等で説明する場合に、公益目的保有財産の取得として、金融資産の取得は認められるか否か、また、この場合に留意すべき事項は何か。

結論

○翌年度の事業の拡大を行う場合、運用上は事業拡大を目的として必要な運用益を確保するため、公益目的保有財産を金融資産として取得することが必要な措置。

○しかし、これらの場合、公益目的保有財産の積み増しに伴って事業の拡大が適切になされなければ、内部留保を無制限に積み増していくこととなり、収支相償や遊休財産額の保有制限に関する制度の趣旨を潜脱するおそれあり。

○無制限に公益目的保有財産の取得として金融資産の取得を認めるのではなく、金融資産を取得することの必要性と合理性について、ア～エの項目を確認する。

ア. 事業拡大に関して、実物資産ではなくて金融資産を取得して業務を拡大する必要性が明確なこと
イ. 事業拡大の内容が具体的になっており、それが事業計画等として法人において機関決定等(理事会等の承認、決定)を受けていること

ウ. 運用する金融資産について、その内容及びこれから生じる運用益の見込額が妥当であること及び運用益が事業拡大の財源として合理的に説明できるものであること(事業拡大に伴う費用と運用益のバランスが妥当であること)

エ. その他、事業の財源として、剰余金を用いることについて望ましい理由があること

2 剰余金の解消理由

(2) 特定費用準備資金の積立(災害時に備える資金の積立)

課題

法人が、災害時に備えて積み立てる資金を剰余金の解消理由の一つである特定費用準備資金として説明することは可能か否か。

結論

○通常の法人が地震等の災害時備えて積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うかという具体的な見込みを立てることが一般的には困難であるため、特定費用準備資金の要件を満たすことは難しい。

○ただし、積み立てる資金を合理的に見積もった範囲で、公益目的事業に必要な活動の用に供する財産(認定法施行規則第22条第3項第2号)として貸借対照表上の特定資産として経理する場合には、遊休財産額の対象から除外される。

○災害救援等を事業として行うことを定款に位置付けている法人が災害等発生時の緊急支援のための備えを過去の実績や類例等から合理的に見積ることができる場合には、特定費用準備資金の要件を満たすことになる。

関連するFAQ 問V-3-⑤ (公益目的事業比率)

V-4 財務三基準の解釈・適用

2 剰余金の解消理由

(3) 過去の赤字補てん

課題

過去の事業年度で発生した赤字を補てんすることについて、当該事業年度以降発生した剰余金の使途として認められるか否か。

結論

○認定法の考え方に従い、将来に向かって公益目的活動に投資することの説明が必要であり、事業の拡大を図れるよう事業計画や予算に反映させ実施することにより、結果として法人の財政状況が回復できるものとする。したがって、過去の事業年度で発生した赤字の補てんは剰余金の使途としては、適当ではない。

(4) 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当

課題

公益法人が、やむを得ない理由により、前事業年度以前において公益目的保有財産を取り崩した場合に、当事業年度に発生した剰余金を公益目的保有財産に充当することは認められるか否か。

結論

○認定法の考え方に従い、剰余金の使途については、過去の説明ではなく、将来に向けての計画で説明することを予定しているため、将来に向けての公益目的保有財産を増やす説明が必要である。したがって、前事業年度以前において公益目的保有財産を取り崩した場合に、当事業年度に発生した剰余金の使途として単に過去の取崩額の補てんの目的で公益目的保有財産に充当することは適当ではない。

3 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

① 指定正味財産の考え方

- 指定正味財産とは、寄附等によって受け入れた資産で、寄附者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有の形態について、制約を課されている財産額とされている。
- 実務指針では、用途の制約について例示されているだけ

② 問題点

- 公益認定制度の財務三基準のうち、収支相償、遊休財産規制において、指定正味財産の概念が取り入れられており、当初予定されていなかった制度上の要請による。
- 公益法人のための寄附として定められているだけで、具体的な用途は法人の判断に委ねられているような場合や、特に用途の定めのない特定資産の運用益など、指定正味財産として処理されることが適当であるのか疑問となる事例もある。

3 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

③ 使途の制約（1/2）

- 指定正味財産の趣旨は、寄附者等からの受託責任の明確化のため、一般正味財産から区分することにある。
- 使途の制約の解除は、一般正味財産への振替のタイミングが明らかでない则会計処理ができないこととなる。
- このような趣旨に鑑みると、振替のタイミングがわかるように寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものが指定正味財産として扱われるべきであると考えられるため、寄附者の意思について、法人側で十分に確認することが望まれる。
- 使途の制約については、例えば、「公益目的事業の〇〇事業に充当してほしい」や「奨学金事業の奨学金の財源に充当してほしい」と具体的に表現される必要がある。
- しかし、寄附者から使途の制約が一定程度示されているものの、それが十分に明確でない場合がありうる。公益目的事業が複数ある場合の「公益目的事業のために使ってほしい」という寄附者の指定は、どの公益目的事業に使用した場合に制約が解除されるか明確でない。この場合、改めて寄附者の意思を確認するか、又は寄附者が亡くなっている場合には当該寄附者の意思を関係者に聴くことによって使途を明確化することができるときは、使途に制約がかけられている。

3 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

③ 使途の制約（2/2）

- あるいは、既に定められている法人内部の寄附金に関する規程等によって寄附者の意思の範囲内で具体的な事業を特定することができるか、又は具体的な事業に配分することができるときには、当該寄附者の意思により明確に使途に制約がかけられているものとみなしても差し支えない。
- 「公益目的事業の〇〇事業のために使ってほしい」という寄附者の指定は、すべてをその公益目的事業の事業費に充当し、管理費に充当することはできない。寄附額のうち一定割合を管理費に充当することに寄附者の了承を得ることができれば、一定割合の使途を管理費に充当することができる。
- なお、「公益法人のために使ってほしい」という寄附者の意思については、法人が使途を自ら判断する余地が大きいため、指定正味財産に区分されることは適切ではない。
- 運用益については、具体的な使途の制約があるものについてのみ指定正味財産として取り扱うことが適当と考えられる。

3 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方

④ 指定正味財産から一般正味財産への振替

- 寄附者等の用途の制約が不明確であるときには、用途の制約の解除のタイミングと解除額が曖昧となり、法人の恣意性が入り込む可能性がある。
- また、寄附者から特定の事業を指定された寄附金を指定正味財産とした場合で、合理的な理由もなく支出せずにいる場合には、会計上は指定正味財産から一般正味財産へ振り替えることが適当である。

⑤ 指定正味財産に関する平成20年会計基準と実務指針の関係

- 指定正味財産については、寄附者等からの用途の制約、用途の制約の解除等の事実認定に関してより明確な規定とする必要があるのではないか、あるいは指定正味財産の運用について具体的な考え方を明確にして法人等に示すことが必要ではないか。
- 指定正味財産の今回の検討結果については、実務指針にも反映してもらうよう日本公認会計士協会に要請するとともに、実務指針との関係を明確に整理することが必要である。

関連するFAQ 問V-4-⑫（遊休財産額）

1 別表Hと財務諸表の関係

課題

公益目的事業会計で赤字が発生し、公益目的事業財産以外の財源で赤字を補てんした場合、赤字を補てんした財産が公益目的事業財産に含まれるかどうかなど、法令等の解釈において意見が分かれている。また、法人からも別表Hを作成する上で難しいという声がある。

結論

○赤字を補てんした財産は、認定法第18条第8号に基づく認定法施行規則第26条第8号で規定する、公益目的事業のために使用、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当すると考えられる。

○認定法第30条第2項第3号の公益目的事業財産以外の財産について公益目的事業を行うために費消、譲渡した場合についても、限定的に解するのが適切であると考えられる。また、認定法第30条第2項第1号の法人が取得した公益目的事業財産及び同項第2号の公益目的事業を行うために費消したものの双方に当たるため、差し引きされて、公益目的取得財産残額の計算上影響を与えないこととなる。

○ 研究会の結論を参考にさらに検討すること。

VI-2 定期提出書類

2 別表C(2) 控除対象財産と財務諸表の関係

控除対象財産と財務諸表との具体的な関係(勘定科目)が分かりにくいいため、両者の関係を整理すると、以下のとおりとなる。

会計上の 資産区分	財産の用途・保有目的と認定法における財産区分		控除対象 財産
(流動資産)	特に用途の定めがないもの(遊休財産)		×
(固定資産) 基本財産	公益目的保 有財産	不可欠特定財産	—
		不可欠特定財産以外の公益目的事業財産	
	収益事業等・管理活動財産		二
	寄附者等による用途の指定のある財産・資金		五、六
	用途・用途不明等(上記以外)(遊休財産)		×
特定資産	公益目的保 有財産	不可欠特定財産以外の公益目的事業財産	—
		収益事業等・管理活動財産	
	資産取得資金		三
	特定費用準備資金		四
	寄附者等による用途の指定のある財産・資金		五、六
	用途・用途不明等(上記以外)(遊休財産)		×
その他 固定資産	公益目的保有財産(金融資産以外)		—
	収益事業等・管理活動財産(金融資産以外)		二
	用途・用途不明等(上記以外)(遊休財産)		×

(注) 一～六： 認定法施行規則第22条第3項各号に該当
×： 該当せず。

3 実施事業資産と財務諸表の関係

課題

移行法人における実施事業資産を区分して明らかにする方法として、①貸借対照表内訳表において3つに区分して明示する方法、②貸借対照表に実施事業資産を注記する方法があげられているが、具体的な記載例がないため、どの程度の記載があれば実施事業資産を正しく明示することになるのか。

結論

○①の貸借対照表内訳表を作成した場合には、実施事業会計に区分された固定資産が実施事業資産に該当するものと考えられる。

○②の財務諸表に対する注記を選択した場合の記載例を明示した。

(記載例)

財務諸表（貸借対照表）に対する注記

××. 実施事業資産は以下のとおりである。

基本財産	投資有価証券	500
その他固定資産	土 地	200
	建 物	100

関連するFAQ 問X-4-②（移行法人の計算書類）

Ⅶ-1 財務三基準以外

1 有価証券の評価方法等の考え方と表示方法

課題

「金融商品に関する会計基準」によると、その他有価証券に区分された債券について、償却原価法を適用したうえで時価評価することが求められている。公益法人への適用について検討した。

結論

○平成20年会計基準では、金融商品の運用による利息等と評価損益(売却損益を含む)を明確に分けて表示することが定められている。このため、その他有価証券に区分された債券については、償却原価法を適用したうえで時価評価する必要があることを明示することで、一層、会計処理の普及につながる。

2 事業費・管理費科目の考え方と表示方法

課題

事業費・管理費について、事業費と管理費の定義がわかりにくい場合がある。現行のガイドラインでは、定義と例示のみが記載されている。このため、事業費と管理費について定義を解説することにより、よりわかりやすい表現とすることが必要である。

結論

○事業費・管理費の定義の解説と例示を示した。

Ⅶ-2 財務三基準以外

3 他会計振替の考え方

課題

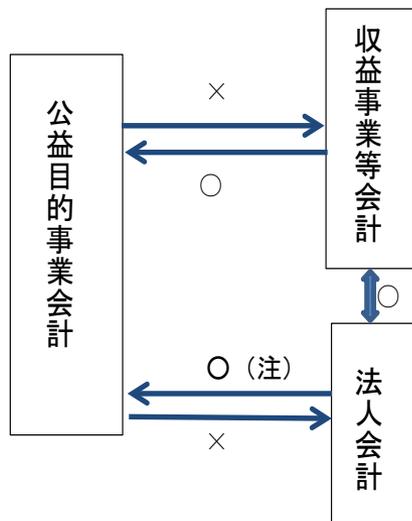
他会計振替の考え方について、通常は収益事業等から公益目的事業会計への利益の50%又は50%超の繰入れに用いられる場合と収益事業等から法人会計に充てる場合に用いられるが、詳細な使い方が示されていない。



結論

○他会計振替の考え方、使い方について明示した。

各会計間の他会計振替の可否は、以下の図表のとおりである。



(注) 認定法施行規則第26条第8号に定められる定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産の移動は可能。

(出典：日本公認会計士協会非営利法人委員会研究資料第4号)

Ⅶ-3 財務三基準以外

4 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性

課題

財産目録の情報開示内容についてどの程度の必要性があるのか、法人の負担軽減の観点から検討をした。

結論

○現状の開示内容は、法人の財産をどの公益目的事業の用に供するかを明らかにするためのものであり、現状においてその役割は必要である。このため、引き続きガイドラインを参考に情報開示を行うこととする。

5 資金収支の情報の記載

課題

資金収支ベースでの収支予算書及び収支計算書については、平成20年会計基準においては作成する必要はないが、多くの法人では、その必要性に応じて引き続きこれを作成している。法人の事務負担を軽減する方法はないか。

結論

○資金収支の情報については、財務諸表等に記載することは適当ではなく、財務諸表等以外の事業報告書に任意に記載すること、法人の内部管理資料として作成することで対応する。